

天皇爲臣下被迎之時、如國史文口之踐祚、甲申、天皇移樟葉宮、辛卯、得璽符鏡劍即位云々、口口雖無口口即位之分別、如今文去即口口以前已稱天皇、又謂踐口即被移皇居、其後得劍璽即位云々、然則准據尤可合之由所存也、三凡天子之位一日不可曠、政口悉亂云々、口今遲々之條萬事口亂之源也、早速可有沙汰、不可有異議者、左大臣同參候云々、非一所兼光參上、小時歸來云、所口可然就中爲口伐可奉立人主之條事、畢肝心也、仍早可有立王之事云々、先愚案次第之沙汰、悉以違亂散々、凡不能左右云々、未曾有之事也、天下滅亡只此時也、可悲々々、

〔百練抄安九〕

安德

壽永二年七月廿五日、平家黨類前内大臣已下、率一族出奔西國、天皇德○安建禮門院同

奉相具、内侍所神鏡、神璽寶劍、時簡殿上御倚子、玄上鈴鹿皆以相具、八月五日、玄上出來、大夫尉知

康於路頭見付即進院、白河踐祚事有御卜、十日、於院召三丞相議定踐祚間事、十八日、於院有議

定、神鏡劍璽諸道進勘文、又踐祚間條々事也、廿日、高倉院第四皇子尊成○踐祚、御年四後鳥羽歲閑院、左大臣於

太上天皇御所令勘日時、奉法皇詔召大内記光輔、仰可令作傳國宣命之由、攝政藤原朝臣如元、不傳

劍璽踐祚之例、今度始之、前主德○安出於洛城之後、至于今日、空王位廿六箇日、

〔增鏡おごろの下〕

御門は、じまり給ひてより八十二代にあたりて、後鳥羽院と申おはしましき、中

略 壽永二年八月廿日、御とし四にてくらゐにつかたまひけり、内侍所神璽寶劍は、玄やうゐの

時かならずわたる事なれど、せんでい德○安つくしにいでおはしにければ、こたみはじめて三の

神器なくて、めづらしきためしになりぬべし、

〔神皇正統記後鳥羽〕

後先帝德○安

三種の神器をわひぐせさせ給ひしゆゑに、踐祚のはじめの違例に

侍りしかども、法皇白河○後國の本主にて正統の位を傳へまします、皇大神宮熱田の神あきらかに

守らせ給ふことなれば、天位つゝがましまさず、平氏ほろびて後、内侍所神璽は歸りいらせ玉ふ、

寶劍はつひに海に沈みてみえず、其ころはひは晝の御座の御劍を寶劍に擬せられたりしが、神